

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会
第1回宿泊衛生専門委員会



【書面報告】

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎国スポ

第81回国民スポーツ大会

2027



日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会

第1回宿泊衛生専門委員会 次第

- 1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について・・・P2
- 2 宿泊衛生専門委員会委員について・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 3 大会概要等について
 - (1) 第81回国民スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・P8
 - (2) 第81回国民スポーツ大会西都市開催競技及び会場・・・・P10
- 4 参考資料
 - (1) 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則・・・・・・・・P11
 - (2) 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程・・・・・・・・P16
 - (3) 日本のひなた宮崎国スポ西都市宿泊基本計画・・・・・・・・P18
 - (4) 日本のひなた宮崎国スポ西都市医事・衛生基本計画・・・・・・・・P20
 - (5) 日本のひなた宮崎国スポ西都市医療救護要項・・・・・・・・P21
 - (6) 日本のひなた宮崎国スポ西都市防疫対策要項・・・・・・・・P23
 - (7) 日本のひなた宮崎国スポ西都市食品衛生対策要項・・・・・・・・P25
 - (8) 日本のひなた宮崎国スポ西都市環境衛生対策要項・・・・・・・・P27

5 今後のスケジュール

令和8年5月下旬

第3回日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会総会

令和8年6月以降

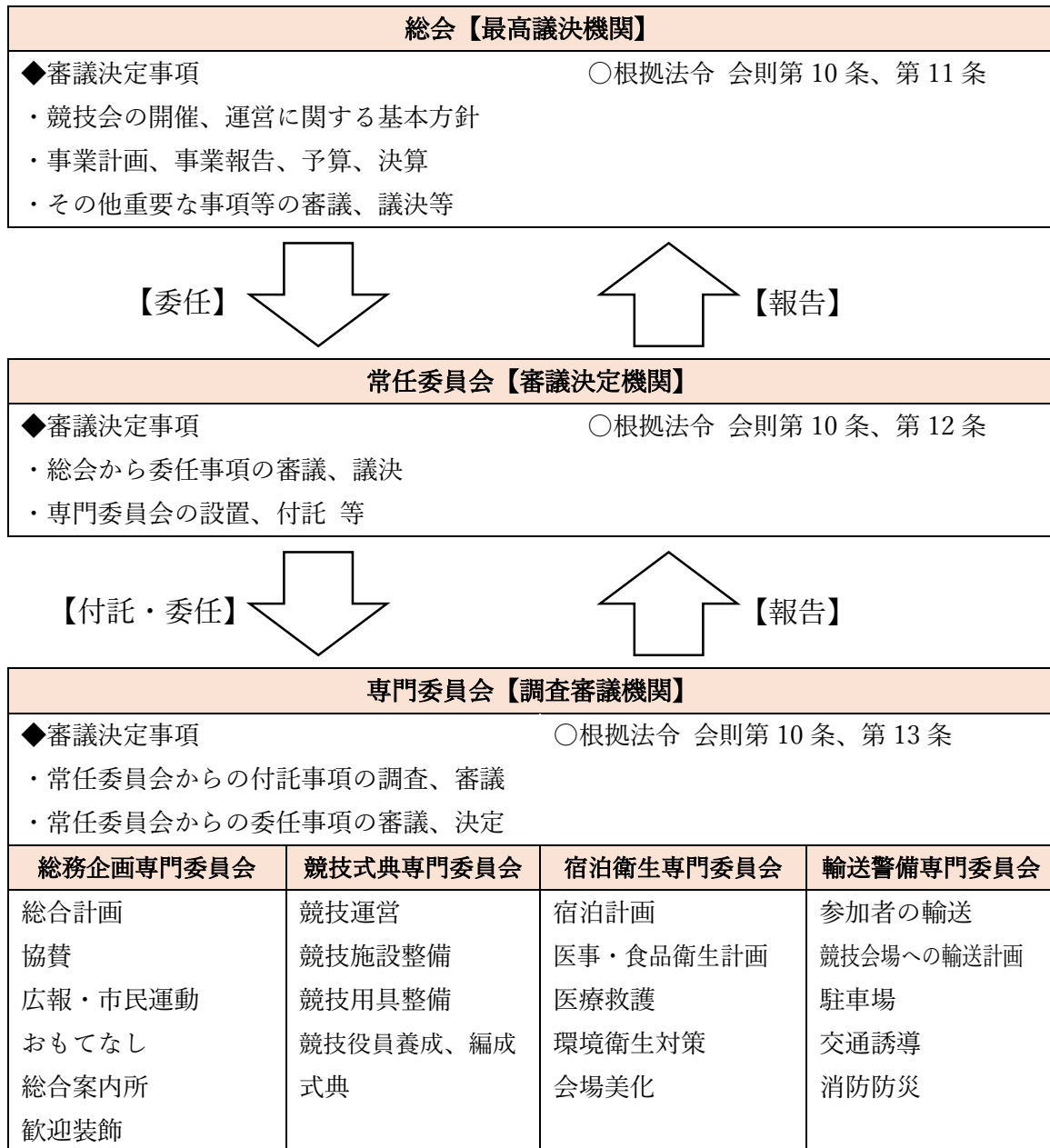
各専門委員会

※各専門委員会における要項等の審議・決定

1 日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会について

※専門委員会の位置付けと各専門委員会の役割について

1. 専門委員会の位置づけ



2. 各専門委員会の役割

常任委員会から付託・委任された事項を調査、審議、決定し、その結果を常任委員会に報告することを主務としています。

- (1) 各種基本計画に基づき、様々な事業(取組)を展開していく。
- (2) 委員の皆さんのアイデアや専門的な立場から意見を出していただく。
- (3) 事務局とともに、アイデアや意見を形にしていく。

3. 各専門委員会の調査・審議事項

(1) 総務企画専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
総務企画に関すること	※総務企画専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※保険(傷害、賠償責任保険)に関すること ※行幸啓・お成り、招待客に関すること ※服飾、支給物品、記念品に関すること ※遺失物、拾得物に関すること
財務に関すること	※予算、財務、契約等の事務に関すること ※募金に関すること ※企業協賛に関すること
広報に関すること	※広報基本計画・アクションプランの作成に関すること ※広報印刷物、国民スポーツ大会・リハーサル大会の報告書の作成に関すること ※広報誌掲載、各報道媒体(web等)の活用による情報発信に関すること ※PR看板等の設置・管理に関すること ※PRグッズの作製・管理に関すること ※各広報イベントの企画・開催に関すること(炬火式、開催記念イベント等) ※大会旗、スローガン、イメージソング、ダンス等の普及に関すること
市民運動に関すること	※市民運動基本計画の作成に関すること ※花いっぱい運動に関すること ※環境美化活動に関すること ※ボランティアに関すること ※学校観戦(応援)に関すること
観光及びおもてなしに関すること	※歓迎・接伴基本計画の作成に関すること ※歓迎装飾に関すること ※総合案内所・売店・休憩所に関すること ※観光ガイドブック等の作成に関すること ※おもてなしサポーター活動に関すること

(2) 競技式典専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
競技運営等に関すること	※競技式典専門委員会に関する諸計画の作成に関すること ※競技会の準備・運営に関すること ※競技会運営経費に関すること ※競技役員等の編成に関すること ※競技用具整備に関すること ※練習会場に関すること
式典に関すること	※式典基本計画に関すること ※競技別開始式に関すること ※競技別表彰式に関すること
競技会場に関すること	※施設整備基本計画に関すること ※競技会場の施設整備に関すること ※競技会場の設営に関すること

(3) 宿泊衛生専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
宿泊に関すること	※宿泊基本計画の作成に関すること ※県、合同配宿本部、競技団体等との連絡調整に関すること ※配宿計画に関すること ※宿泊施設への協力依頼に関すること
医事及び衛生に関すること	※医療・衛生基本計画に関すること ※救護室の管理運営に関すること ※傷病者の救急救護に関すること ※医師又は看護師の補助に関すること ※医療機関及び救急機関との連絡調整に関すること ※防疫に関すること
環境衛生及び食品衛生に関すること	※飲用水衛生対策に関すること ※宿泊衛生対策に関すること ※会場におけるゴミ処理・し尿処理計画に関すること ※食品衛生対策に関すること ※弁当業務に関すること

(4) 輸送警備専門委員会

付託・委任事項	調査・審議・決定事項
輸送及び交通に関する こと	※輸送・交通基本計画の作成に関する こと ※道路占用許可に関する こと ※周辺道路等現況把握に関する こと ※計画輸送に関する こと ※交通規制及び誘導看板類設置に関する こと ※バス、タクシー乗降所に関する こと ※渋滞対策に関する こと
消防防災及び警備に関する こと	※消防防災・警備基本計画の作成に関する こと ※警察業務に関する こと ※消防防災に関する こと
駐車場の管理及び運営に 関すること	※駐車場管理運営に関する こと ※駐車場許可証に関する こと

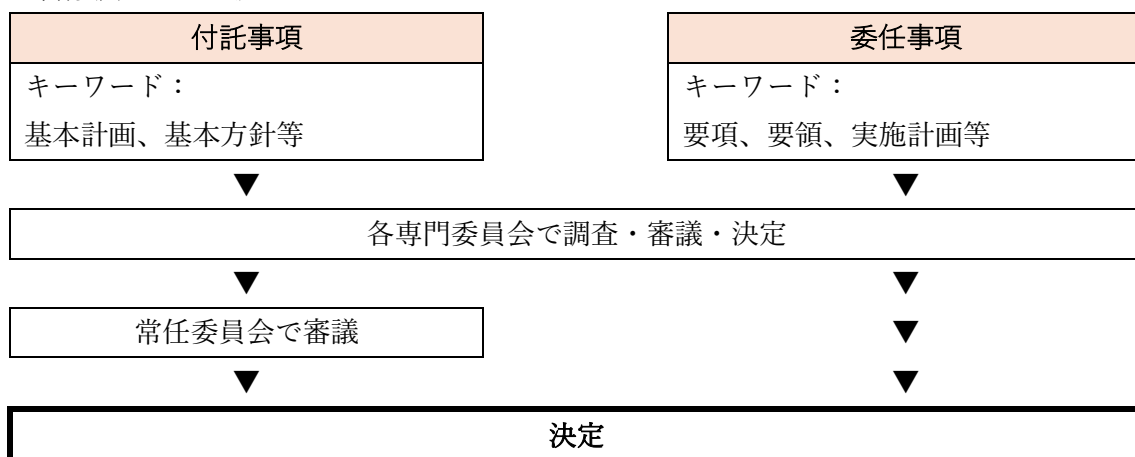
※専門委員会における審議事項の種別について

専門委員会規程には、常任委員会からの「付託事項」および「委任事項」について、それぞれ規定があります。

※専門委員会規程 別表(第2条関係)

	付託事項	委任事項
定義	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>先立って審査</u> するもの	常任委員会における審議事項を専門委員会で <u>代わりに審議</u> するもの
規定	組織及び運営に関する各専門的な事項	付託事項のうち事業の実施に関するもの
キーワード	基本計画、基本方針等	要項、要領、実施計画等
常任委員会での議決	要	不要

◎審議決定までの流れ



◎常任委員会での今後の取り扱い

【委任事項】 専門委員会で決定したものを報告事項として提出

【付託事項】 審議事項として提出、常任委員会にて決定

2 宿泊衛生専門委員会委員について

委員長、副委員長につきましては、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会規程第4条の規定に基づき、委員の中から会長が委嘱することとなっております。

今回、下記のとおり委嘱させていただきましたのでご了承いただきますようお願いいたします。

No.	所属団体名	選出役職	委員氏名	委員会役職
1	一般社団法人西都市西児湯医師会	会長	松本英裕	
2	一般社団法人西都市観光協会	主任	薮内貴子	委員長
3	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合西都支部	支部長	船橋賢一	
4	西都児湯歯科医師会	会長	関康仁	
5	高鍋保健所	衛生環境課長	鳥取部和弘	
6	宮崎県飲食業生活衛生同業組合	西都支部長	米良和志	
7	宮崎医療福祉専門学校	総務部長	橋本恵子	
8	西都市健康ほけん課	課長補佐	板井貴行	
9	西都市生活環境課	課長補佐	越智陽一郎	副委員長
10	西都市地域医療対策室	室長	白坂重幸	
11	西都市地域医療対策室	新病院建設対策監	日高利勝	
12	西都市スポーツ振興課	係長	名島豊	
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

3 大会概要等について

(1) 第 81 回国民スポーツ大会の概要

1 概 要

国民スポーツ大会(国民体育大会)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的として行われます。大会は、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典です。

なお、2024年(令和6年)の佐賀県大会から「国民体育大会」より「国民スポーツ大会」へ改められました。

宮崎県では1979年(昭和54年)に開催された「日本のふるさと宮崎国体」から、48年を経た2027年(令和9年)に「日本のひなた宮崎国スポ」として開催されます。

2 主 催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を含めたものとなります。

3 国民スポーツ大会の開催時期等

○開催時期：令和9年9月26日(日)～10月6日(水)

○開催期間：11日間

4 大会名称、マスコットキャラクター、愛称、スローガン

○大会名称 『国民スポーツ大会』、略称は『国スポ』(こくすぽ)となります。

○マスコットキャラクター 『みやざき犬』



○愛称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

○スローガン

つむ 紡ぐ感動 神話となれ

5 国民スポーツ大会実施競技

(1) 正式競技(37競技) ① 毎年実施競技(36競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ローイング(ボート)	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

(2) 隔年実施競技(2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレール射撃のうち宮崎大会ではボクシングを実施

(2) 特別競技(1競技)

高等学校野球(硬式及び軟式)

(3) 公開競技(7競技)

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	グラウンド・ゴルフ	バウンドテニス
エアロビック		

(4) デモンストレーションスポーツ

地方スポーツの推進、国民の健康増進、体力向上等をはじめ、国民のスポーツ推進を図るために、正式競技及び公開競技以外の競技を対象に生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から実施することができる競技

6 文化プログラム

スポーツ文化や開催県の郷土文化等をテーマとし開催県における国民スポーツ大会の開催の気運醸成や国民スポーツ大会の目的や意義の全国的な普及啓発等を目的として実施するプログラム

(2) 第81回国民スポーツ大会西都市開催競技及び会場

□ 国民スポーツ大会

競技(種目)・内容		種 別	会 場
正式競技 ※1	サッカー ※16チーム	少年女子	清水台総合公園 多目的広場 (A面.B面.C面) 令和9年9月27日 ～9月30日
	軟式野球 ※32チーム	成年男子	西都原運動公園 野 球 場 令和9年10月2日 ～10月3日
デモスポ ※2	少年女子サッカー ※中・高校生チーム		清水台総合公園 多目的広場 令和9年5月9日

※1 サッカー競技：本市では少年女子が実施されます。

新富町で少年男子、綾町で成年男子が開催されます。

軟式野球競技：延岡市・日向市・門川町・川南町・高鍋町と6市町で共同開催です。

本市では1回戦・2回戦が実施されます。

※2 デモスポ・・・デモンストラেশionsスポーツの略

デモスポは、県内在住の方が気軽に国スポに参加できる機会を設け、幅広い年齢層の方々が生涯を通じてスポーツに親しむきっかけとなること・世代間や地域間の交流の輪を広げることを目的として実施される競技になります。

県民であれば、年齢や経験を問わずに、誰でも参加できる競技（ラジオ体操・ウォーキング・パークゴルフ等）がたくさんあります。

本市で開催されるデモスポは、令和9年5月9日(日)に開催されます。

□ 全国障害者スポーツ大会 西都市で競技は開催されません。

【令和 5 年 8 月 2 3 日 準備委員会設立総会審議】

【令和 6 年 1 0 月 4 日 準備委員会第 1 回総会審議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、第 8 1 回国民スポーツ大会において、西都市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 西都市を代表する者
- (2) 西都市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 6 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問 1 名
- (6) 参与 30 名以内

第6条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。なお、選出された委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
- 10 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- (専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じ常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年8月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年10月4日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第81回国民スポーツ大会西都市準備委員会の委員、役員である者は、それぞれ日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会の委員、役員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

【令和 7 年 1 2 月 2 5 日 書面決議】

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会則（令和 6 年 10 月 4 日施行）第 1 3 条第 4 項の規程に基づき、日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第 2 条 専門委員会の種類並びに日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）のうちから日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 専門委員会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光及びおもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営等に関すること 2 式典に関すること 3 競技会場に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事及び衛生に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 消防防災及び警備に関すること 3 駐車場の管理及び運営に関すること 4 その他輸送警備に関すること	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市宿泊基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）が、十分にくつろいでいただけるよう心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、受け入れ体制に万全を期する。

また、宮崎国スポにおける宿泊については、県と市町村、それに旅行業者で行う合同配宿方式を採用する。宿泊施設等を含め緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図る。

2 内容

（１） 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内のホテル・旅館等（旅館業法 の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難なため、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、近隣市町のホテル・旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

（２） 配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別にする。

エ 大会参加者を近隣市町の宿舎に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供できるよう努める。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市医事・衛生基本計画

1 目的

第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「日本のひなた宮崎国スポ西都市開催推進総合計画」に基づき、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2 内容

（１） 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

（２） 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

（３） 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関、関係団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

（４） 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関、関係団体等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適切な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ西都市医事・衛生基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

救護所は、各競技会会場の適切な場所に設置する。

（2）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

（3）その他

救護所には、医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）を配備するとともに、必要に応じて医療器具、A E D（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

（1）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（2）練習会場における医療救護

会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、宮崎国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。

(4) 宮崎国スポ関連イベント等における医療救護

本市主催の宮崎国スポ関連イベント等の開催に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関と協議して定める。

5 医療費

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市防疫対策要項**1 趣旨**

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ西都市医事・衛生基本計画」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策**（１）衛生に対する意識の向上**

感染症の発生予防のため、市民、宮崎国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

（２）感染症に関する情報の収集及び提供

宮崎国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視するとともに、宮崎国スポ参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

（３）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）発生時の措置

宮崎国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ西都市医事・衛生基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

（１）食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、宮崎国スポ参加者等に食品衛生に対する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

（２）食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

（３）健康管理等

食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査（検便）を励行するよう指導する。

ア 対象者

（ア）宮崎国スポ参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者

（イ）宮崎国スポ参加者等に昼食（弁当を含む。）を提供する食品関係従事者

（ウ）競技会場において食品を提供する売店の従事者

(エ)その他実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

宮崎国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

【令和 7 年 2 月 2 0 日 第 1 回常任委員会審議】

日本のひなた宮崎国スポ 西都市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「日本のひなた宮崎国スポ西都市医事・衛生基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「宮崎国スポ」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ西都市実行委員会は、宮崎県が設置した日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（１）環境衛生に対する意識の向上

市民、宮崎国スポ参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

（２）会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

（３）生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

（４）廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

（５）宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、宮崎国スポ参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。